

I 理事長インタビュー

理事長 岩元 文雄

本格的にスタートした
「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」
目指すのは、福祉用具のプロ、利用者支援のプロ
としてのスキルアップ



II 平成25年度 調査研究事業成果報告

指定講習カリキュラム見直し、
福祉用具サービス計画作成ガ
イドライン策定

III シンポジウム

大阪 2014/2/17
東京 2014/2/26

福祉用具サービス計画作成
『ガイドライン』普及に向けて
～計画作成技術の標準化、
そして、専門性確保のために～

IV ブロック活動報告

研修ポイント制度事務局通信

ウェブサイトで公開している自身の情報を“出力”できる機能を検討中！

こんにちは。研修ポイント制度事務局です。研修ポイント制度は、福祉用具専門相談員の研修受講実績に応じてポイントを付与し、ウェブサイトで公表する制度です。取得した研修ポイントだけでなく、持っている資格や得意分野、自己PRなども公表していただけます。でも、ご利用者やケアマネジャーにウェブサイトを開けていただいて、自身の情報を見ていただく…って、正直なかなか難しいですね。そこで、現在事務局では、“出力”機能をつけてはどうかと検討中です。ご利用者に自身を紹介するツールとして、またケアマネジャーにアピールするツールとして、この出力機能を活用していただきたいと思います。また、ケアマネジャーの皆様にも、自身の情報をご利用者に説明していただく際の資料として活用していただけるはず。ご期待ください！

福祉用具専門相談員の研修への取り組みをより支援できる制度となるよう、今後も改良を図ってまいります。研修ポイント制度へのご登録、引き続きのご活用をよろしくお願いたします！



研修ポイント制度へのご登録は <http://kensyu-point.zfssk.com/> をチェックしてください。

登録には、初期登録料（¥3,000）及び年会費（¥12,000）が必要です。

（ふくせん会員は、初期登録料¥3,000のみでご登録いただけます）

業界全体のレベルアップが望まれる今、開発されたツールや仕組みをより確実に効果的に現場に活かすため必要なことは

故山下一平前理事長にかわって、平成25年7月、理事長に就任した岩元文雄氏（鹿児島県、株式会社カクイックスウイング代表取締役社長）。福祉用具専門相談員のひとりでもあり、福祉用具貸与事業を営む立場でもある岩元理事長。平成24年度に義務化された福祉用具サービス計画や、昨年10月にふくせんでスタートした研修ポイント制度について、お話をうかがった。

適切な評価が現場の努力を支える

福祉用具サービス計画（以下、計画）の作成義務化から2年。どのように進んでいると感じていますか。

私は、義務化される以前から、計画が福祉用具専門相談員の質の向上にとって大事なものとして捉え、様々な場所での必要性の話をしてきました。立場上、いろいろな方と意見交換する機会も多くあります。しかし、真に計画の意義を理解して一生懸命取り組んでいる人は、残念ながらまだ少ないのが現状だと思います。「作業が増えた」「残業が増えた」とお叱りをいただくことのほうが、今は多いように感じています。



岩元 文雄 氏
(いわたと ふみお)
本会理事長
株式会社カクイックスウイング
代表取締役社長

——あらためて計画の意義とはなんでしょう。現場では意義が十分に理解されていないのでは？

計画に取り組む意義はたくさんあります。たとえば、他の職種との情報共有のツールとして活用できます。また、モニタリング時の適切な検証にもつながられます。経営者の視点で見れば、リスクマネジメントに係る意義も大変大きいと感じています。

ただ、意義を理解できても、やはり現場は「やらされている感」が強いんです。それはなぜか。一生懸命

命やっても、適切に評価されない現状があるからだと思います。適時、適切に評価されるようになれば、「やらされている感」も減るのではないかと私は感じています。

——そのようななか、この4月に「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」を策定することですが、ガイドラインがどのように活用されていくことを期待していますか。

このガイドラインは、計画を「どういうプロセスで」「どういう風に作り」「どういうことを書く」と、また「どういうところを見てもらいたい」「どういうところを留意してもらおう」、これらを福祉用具専門相談員に問いかけるものだと思います。計画の内容が評価され、それが現場での実績になれば、きつとやる気にもつながるはずです。現場でケアマネジャー等と意見交換し、「なんでこうなの？」「これは違うでしょう」「これいいねー」そういう評価をいただければ、もっと前向きに取り組めるようになるはずです。その一助にガイドラインが活用されていくことを期待しています。

研修ポイント制度普及のために

——計画作成に取り組むからには、福祉用具専門相談員の専門性が発揮され、前向きに取り組めるもの

になってほしいですね。ところで、福祉用具専門相談員の評価といえば、昨年10月にスタートした「研修ポイント制度」がありますね。研修ポイント制度の普及に向けて、来年度はどんなことに取り組んでいきますか。

研修ポイント制度は、利用者のために少しでも多くの知識を身に付けようと努力している人を評価したい、そういうところから始まりました。しかし、人員面、費用面等々、どの事業所も研修を受けられる体制が整っているとはいえません。そこで今、国の研修助成金制度(キャリア形成助成金制度など)で、費用面を少しでもサポートできないかと考えています。中小企業に限定するなど要件はいくつかあるようですが、この助成金制度をうまく活用して、福祉用具専門相談員が研修を受けやすい環境をつくっていかないかと計画しているところです。

また、地域の研修実施者ならびに研修の洗い出しが課題です。これまで150件近くの研修を、研修ポイントの対象として認証してきました。しかし、県によっては、まだ0件のところもあります。研修受講機会の少ない地域で、一生懸命努力している福祉用具専門相談員もいます。このような方々にもスポットライトをあてられるように、ぜひ、各地域から研修に関する情報をあげていただき、研修ポイント制度の対象の研修を増やしていきたいと考えています。

求められるのは高い「専門性」

2月に行われた全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料を見ても、「福祉用具専門相談員の質の向上・専門性の確保」が国から示されていますね。

そうですね。「常に(中略)必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければならない」とすることが適当ではないかと示されています。私は、研修ポイント制度がこれを支援できるのではないかと考えています。積極的に研鑽に励む人には、おのずとポイントがたまっていき、努力を「見える化」することができそうです。また、研修ポイント制度で「この期間にこれだけポイントを取りましょう」という目標を設定することで、福祉用具専門相談員にひとつの指標を示していくこともできると考えています。福祉用具専門相談員が前向きに自身のスキルアップを図れるよう、支援できる制度でありたいと思っています。

最後に、今後の抱負を一言お願いします。

福祉用具専門相談員も、対人援助職のひとつだという、有難いお言葉をいただくことがあります。しかし、この期待にこたえるためには、我々の考え方

を改めないといけないと、私は常々思っています。福祉用具専門相談員は、福祉用具の専門職であり、福祉用具のプロでなければならぬ、これは当然のことです。加えて「相談員」という3文字があります。相談員というのは、福祉用具のことだけでなく、利用者の生活を見て、アセスメントをして、目標設定をして、ソーシャルワークと同様に、利用者の支援をするものだと思います。「相談員」の3文字に込められた期待にこたえられる専門職を目指して、今後もふくせんの活動を展開していきたいと思っています。



「福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業」成果報告！ 指定講習カリキュラム見直し、「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」策定

本会では平成25年度、厚生労働省・老人保健健康増進等事業の助成を受け、「福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業」を実施した。
本調査研究の概要を以下にまとめる。

指定講習カリキュラム等の整理・見直し

福祉用具サービス計画作成の義務化や、継続的に学習していく必要性を意識し、指定講習のカリキュラムの整理・見直しを行った。

カリキュラムの整理・見直し（案）（下表）

※各科目における「ねらい」「到達目標」「内容」は報告書に記載

見直しのポイント

- ・福祉用具サービス計画に関する内容を追加
- ・現行のカリキュラムを基本に科目を整理
- ・現行の時間数40時間に10時間を加え、計50時間
- ・学習内容の習熟度を確認するため、修了評価の仕組みを導入

修了評価（案）について

受講者が各科目の内容を理解し、到達目標に

福祉用具専門相談員指定講習の新カリキュラム（案）（概要）

科目名	区分	時間数
福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		2 時間
福祉用具の役割	講義	(1 時間)
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	講義	(1 時間)
介護保険制度等に関する基礎知識		4 時間
介護保険制度等の考え方と仕組み	講義	(2 時間)
介護サービスにおける視点	講義	(2 時間)
高齢者と介護・医療に関する基礎知識		16 時間
からだとこころの理解	講義	(6 時間)
リハビリテーション	講義	(2 時間)
高齢者の日常生活の理解	講義	(2 時間)
介護技術	講義	(4 時間)
住環境と住宅改修	講義	(2 時間)
個別の福祉用具に関する知識・技術		16 時間
福祉用具の特徴	講義	(8 時間)
福祉用具の活用	演習	(8 時間)
福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識		7 時間
福祉用具の供給の仕組み	講義	(2 時間)
福祉用具貸与計画等の意義と活用	講義	(5 時間)
福祉用具の利用の支援に関する総合演習		5 時間
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	演習	(5 時間)
合計		50 時間
※福祉用具貸与計画等は、「福祉用具貸与計画」、「特定福祉用具販売計画」、「介護予防福祉用具貸与計画」、「特定介護予防福祉用具販売計画」を総称したもの。 ※上記とは別に、筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施する。 ※到達目標に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。		

達しているかを確認するため、研修終了時に修了評価を実施してはどうか。方法（案）は以下のとおり。

- ・筆記による修了評価を1時間程度実施する（カリキュラムの50時間とは別に実施）
- ・各科目に設ける到達目標に照らし、習得度の評価を行う

・習得が不十分な場合は、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努める

■講師要件（案）について

指定講習の事業者は、十分な知識・技術や経験に基づき、科目のねらい等に沿って適切に講義・演習ができる講師を確保する必要がある。指導能力を最低限担保するための保有資格や実務経験の目安は、報告書を参照のこと。

☆厚生労働省では、福祉用具専門相談員の更なる質の向上、専門性の確保の観点から、社会保障審議会介護保険部会における「介護保険制度の見直しに関する意見（平成25年12月20日）」及び本事業による意見等を踏まえ、指定講習カリキュラムを見直すことを予定している旨を、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議で示しました。

【厚生労働省の今後の進め方】

- ・平成26年2月中／パブリックコメント
- ・平成26年3月中／告示、関連通知改正
- ・平成27年4月／施行

「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」策定

福祉用具サービス計画の記載内容や支援経過等を分析・評価する上で、福祉用具専門相談員が共通の認識をもち、さらなる質の高い福祉用具サービスを提供できるよう、「福祉用具サービス計画の作成ガイドライン」をとりまとめた。

■ガイドラインの位置づけ

福祉用具サービス計画作成に関わる業務フローと思えばプロセスの標準形を示すものであり、以下の内容を包含する。

- ・法令等に即し、福祉用具サービス計画を作成する際、福祉用具専門相談員が実施しなければならない事項の定義、ならびに実施に当たっての考え方

・より質の高いサービスを提供するために、福祉用具専門相談員が実施することが望ましい事項についての手法の例、留意点

■ガイドラインの活用イメージ

- ・福祉用具専門相談員が日常的な業務の中で参照する資料として活用する
- ・福祉用具貸与事業所や職能団体等における研修会等で教材として活用する

ガイドライン目次

第1章 福祉用具サービス計画および本ガイドラインの位置づけ

1. 本ガイドラインの位置づけ
2. 福祉用具サービス計画とは何か
3. 福祉用具サービス計画の意義
4. 福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法

第2章 福祉用具サービス計画の作成

1. アセスメント
2. 福祉用具の利用目標の設定
3. 福祉用具の選定と、選定理由の明確化
4. 留意事項の洗い出し
5. サービス担当者会議への参加
6. 福祉用具サービス計画の説明・同意・交付と、福祉用具サービスの提供
7. 「ふくせん版 福祉用具サービス計画書（基本情報）」の記載方法
8. 「ふくせん版 福祉用具サービス計画書（利用計画）」の記載方法

第3章 福祉用具サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）

1. モニタリングの目的
2. モニタリングの流れと確認・検討事項
3. 「ふくせん版 モニタリングシート（訪問確認書）」の記載方法

*本ガイドラインは、平成26年4月に成果として発表します。

「指定講習カリキュラム等の整理・見直し」ならびに「福祉用具サービス計画作成ガイドライン策定」に関する詳細は、「福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業」報告書に掲載しております。報告書全文はふくせんウェブサイトでご覧いただけます。

URL http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/index.html

福祉用具サービス計画作成『ガイドライン』普及に向けて～計画作成技術の標準化そして専門性確保のために～

2014
2/17 (大阪)
2/26 (東京)

ふくせんでは、「平成25年度厚生労働省老人保健健康増進等事業『福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業』の一環として、福祉用具サービス計画作成のためのガイドラインを策定した。そこで事業実施中、普及啓発を目的としたシンポジウムを大阪、東京で開催。あわせて福祉用具メーカー5社の協力を得て、メーカー視点での選定のポイントや留意点がわかるワークショップを行った。

ガイドライン策定による質のボトムアップ

「ガイドライン」がなぜ必要なのか。福祉用具サービス計画作成にあたっては、どの福祉用具専門相談員（以下、相談員）が取り組んでも一定の運用ができればならない。国の制度改正議論でも相談員の質の向上・専門性の確保が求められているなかで、ガイドラインはその議論のベースとなっていく。

ガイドライン部会の委員である渡邊氏。



渡邊 慎一 氏
(わたなべ しんいち)
一般社団法人
神奈川県作業療法士会会長

「ガイドラインは、ケアチームの一員としての行動規範から、具体的な作成ノウハウ、他の職種との連携の仕方など、かなりボリュームがあるものとなっている。介護保険の中でより適切に効果的に福祉用具を導入するため、ぜひ活用してほしい」と述べた。

岩元理事長は、適切な評価が計画書作成の

徒労感を減らし、相談員のやる気につながるのではないかとし、「ガイドラインがそこをサポートできるように策定を進めたい」と期待を込めて語った。

助言者としてご参加

いただいた宮永氏。「地域包括ケア推進にあたってもガイドライン

の存在は非常に重要なもの。ご利用者本人が自己解決力を高めるためにもわかりやすい計画書が必要である」と、計画作成技術の向上、標準化への期待を語った。



宮永 敬市 氏
(みやなが けいいち)
厚生労働省老健局振興課
福祉用具・住宅改修指導官



岩元 文雄 氏
(いのもと ふみお)
本会理事長



東島 弘子 氏
(ひがしはた ひろこ)
国際医療福祉大学大学院准教授



白澤 政和 氏
(しらさわまさかず)
桜美林大学大学院
老年学研究科教授

双方の会場でコーディネーターを務めた白澤氏は、「今後はサービス担当者会議での連携をどう進めるかがポイントになっていく」とし、サービス担当者会議における福祉用具サービス計画書の活用や、多職種連携におけるガイドラインの活用を促し、シンポジウムを閉幕した。

西野氏は、計画書が利用者のためのものであることを強調。「福祉用具を使うことで、できなくなってしまう生活をもう一度取り戻せるかもしれない。意欲や期待、目標を、利用者がしっかりと感じられる表現が大事」とし、福祉用具や疾病に関する専門知識に加え、伝える専門性の大切さを話した。



西野 雅信 氏
(にしのみさのぶ)
千葉県福祉ふれあいプラザ
介護実習センターマネージャー

在宅ケアの現場で、ご利用者の生活を考えながら、安全に効果的に福祉用具を使うことの重要性を主張したのはケアマネジャーの小島氏。計画書作成と計画の具体的な運用がうまくリンクすることによりよい支援が実現すると語った。



小島 操 氏
(こじまみさお)
NPO 法人東京都介護支援専門員
研究協議会副理事長



①幸和製作所/志賀 将樹 氏/ティコブリトルR ②パナソニックエイジフリーライフテック/茂住 大悟 氏/家具調トイレひじ掛け昇降タイプ ③ウェルファン/清水道生 氏/といれって ④松永製作所/中村 慎吾 氏/ネクストコア・アジャスト ⑤アロン化成/溝口 遵 氏/折りたたみシャワーベンチ IS フィット



コーディネーター
(大阪・東京会場)
西野雅信氏



コーディネーター
(東京会場)
畔上加代子氏
本会副理事長

「ワークショップ」福祉用具メーカーによるプレゼンテーションに学び、ワークシヨップは、福祉用具サービス計画における選定理由・留意事項の位置づけについて、相談員に理解を深めてもらうことを目的としたもの。メーカー担当者から、**開発の経緯やねらい**を話してもらうことで、想定する**利用者像**を明確化し、福祉用具の利用目標をイメージ。そのうえで、どのような方に最適な福祉用具なのか(**留意点**)、福祉用具サービス計画の思考プロセスに沿って説明してもらうことで、**状態像に応じた計画の作成**について、あらためて理解を深める機会とした。

「ワークショップ」福祉用具メーカーによるプレゼンテーションに学び

東京都ブロック臨時総会 開催 新体制がスタート

2014
2/26

第1号議案は、平成27年度末までを任期とする役員
の選出。新人事は左記の通り満場一致で可決され
た。



写真左から山下氏、三縄氏、岡部氏

◎ブロック長 山下和洋氏
(株式会社ヤマシタコーポレー
ション代表取締役社長)
○副ブロック長 三縄浩司氏
(株式会社フジヤマサービス
代表取締役)
○副ブロック長 岡部雄二氏
(株式会社やさしい住環境
事業本部長)

第2号議案は、東京都ブロック事務局の設置につ
いて。事務局は株式会社ヤマシタコーポレーショ
ン東京本部(東京都港区三田)内に設置されることとな
った。

ブロック長に就任した山下氏は、「地域包括ケアシ
ステムの重要性がさげられる中であって、福祉用具
専門相談員は専門職として地域ケア会議のメンバ
ーに入っていない。この現状を早急に変えていくため
に、レベラアップや社会的地位の向上が必要。」と、
研修ポイント制度の普及をはじめとする活動に、強
い意欲を示した。

イベント告知

※どのイベントも参加費は無料です

バリアフリー2014(インテックス大阪)

4月17日(木)～19日(土)の3日間、ふくせ
んもブース出展します!

バリアフリー2014 <http://barrierfree.jp/>
公式ホームページ

ふくせんブースは...
3号館
406

シンポジウム

本会が、厚生労働省・平成25年度老健事業
で開発した「福祉用具サービス計画作成ガイド
ライン」をテーマに、シンポジウムを開催します。

■日時/4月17日(木) 11:00～12:30
■場所/インテックス大阪・国際会議ホール
■テーマ/福祉用具サービス計画作成ガイドラ
インの普及に向けて「計画作成技術の標準化、
そして、専門性確保のために」
■出演/岩元文雄氏、白澤政和氏、瀬戸恒彦氏、
東畠弘子氏、渡邊慎一氏

ワークショップ①

「研修ポイント制度」のほか、福祉用具専門談
員の指定講習の見直しや資格要件の改正など、
制度見直しの方向性も踏まえ、福祉用具専門相
談員のキャリアパスのあり方を考えます。

■日時/4月17日(木) 15:00～16:30
■場所/インテックス大阪・ワークショップ会場
■テーマ/資格・養成制度の見直しと福祉用具
専門相談員の研修ポイント制度・次期制度改
正を見据えて、研修ポイント制度の展開を考
える

【会員の皆様へ】平成26年度定時総会

事業報告案・決算案、役員選任等に関する審議、
事業計画・予算に関する報告等を行います。あ
わせて、研修や懇親の場を企画中です。詳細は
あらためてご案内いたします。
・日程・場所/6月中旬・東京都内にて

ワークショップ②

福祉用具専門相談員のサービス計画作成技術
の向上を目的に、メーカー担当者の発表を通じ
て、状態像に応じた福祉用具の選定理由、留意
事項を検討します。

■日時/4月18日(金) 15:00～16:30
■場所/インテックス大阪・ワークショップ会場
■内容/福祉用具サービス計画作成実践講座!
状態像に応じた機種選定理由・留意事項の
作成・メーカー側の視点を計画書に活かそう!
■出演/西野雅信氏、福祉用具メーカー(シー
ホネンス、島製作所、モルテン ※いずれも
本会賛助会員)

■出演/清水義生氏、鈴木みどり氏、前田隆史氏、
渡邊慎一氏



ふくせん レポート 第009号

発行所

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7

ローレル三田 404

TEL: 03-5418-7700 FAX: 03-5418-2111

URL: <http://www.zfssk.com/>

編集協力 株式会社 東京コア

発行日 2014年4月10日